

月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 43

平成27年4月1日より

「パートタイム労働法」

が改正・施行されます。

消費増税前から続いている緩やかな景気回復を受けて、全国的に有効求人倍率は上昇傾向にあります。しかし、ハローワークへの求人内容をみるとその多くは、「パート」や「契約社員」などのいわゆる「非正規雇用」であり、その非正規雇用の労働条件、特に賃金については、未だ低いままです。その「非正規労働者」の働きに見合った公正な待遇と、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を図るための法律である、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」が改正され、今年の4月1日から施行されます。本紙では法改正の概要をご紹介します。

拡大される点です（第9条）。有期労働契約を締結しているパートタイムでも、職務内容、人材活用の仕組みが正社員と同じ場合には、差別的取扱いが禁止され、通常の労働者との就業の実態が同じと判断された場合には、賃金の決定、教育訓練、福利厚生施設、その他の待遇について、パートタイムであることによる理由としての差別的取扱いが禁止されます。これは、労働契約法が2012年に改正（2013年4月施行）された際、「有期労働契約」と「無期労働契約」の間に、「期間の定めがあること」を理由とする不合理な労働条件の禁止規定」が設けられたことにより、パートタイム労働法にもその内容を反映させるために法改正が求められており、この度の改正に盛り込まれました。また、広く全てのパートタイムを対象とした、パートタイムの待遇について、正社員との待遇の違いは、

職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して不合理であってはならないとする「短時間労働者の待遇の原則」が新しく規定されました（第8条）。今後は、パートタイムの待遇に関するこうした考え方も念頭に、パートタイムの雇用管理の改善を図る必要があります。

納得性を高めるための措置

二つ目は、パートタイムの納得性を高めるための措置として、パートタイムを雇い入れた時や、有期労働契約を更新した際に、事業主が講ずる雇用管理の改善措置の内容の説明を義務づけた点です（第14条第1項）。説明の例としては、「賃金制度はどうなっているか」「どのような教育訓練があるか」「どのような福利厚生施設が利用できるか」「どのような正社員転換推進措置があるか」などです。また、パートタイム

も提供されています。以上が、今回の法改正の内容です。今回の法改正により、個々のパートタイムの持っている能力や経験、仕事に対しての考え方や取り組み方が、従来以上に発揮され深まることを目標として、雇用環境の整備がなされるべきです。また、パートタイムの生産性を高めるために、正社員への転換の推進を図り、積極的に公正な人材活用が期待されます。本改正を、現在の自社において、どのような措置が必要であるかを検討するいい機会と捉え、パートタイムの労働条件の内容や、既存のパートタイム就業規則の改正などの、制度運用の見直しをお勧めします。

（社会保険労務士 佐々木 健）

所長の一言

年明けから労働条件調査が相次いでいて、特に労働時間管理に対する突っ込みが激しくなっています。通達により使用者は労働者の労働日毎の始業・終業時刻を確認し、記録することが義務づけられています。客観的な記録のほどもととしてタイムカードがあります。しかし、タイムカードに記録されるのは始業・終業の時刻ではなく、あくまでも出社と退社の時刻に過ぎません。しかし、この記録から算出した時間と実際に支払われた賃金から算出される労働時間と乖離があるとその理由を問われます。過去の調査では、労働契約上の終業時刻とタイムカードの終業時刻の違いを問われることはよくありましたが、最近では始業時刻について聴いてきます。8時始業なのに30分以上も前に打刻がある始業まで何をしていたかという事です。朝、道路が混むのが嫌な労働者もいます。早く会社に着くことにはややく言われる筋合いはないのですが、早めの始業を強要しているのではと監督官は思っているのでしょうか。これで始業時刻にタイムカードを押させている方が利口であるということになりはしませんか？ 正直者のほうが疑われているようにも感じます。ちなみに使用者の指揮命令下でない着替えや清掃などの始業準備行為は残業とはなりませんので、調査でも堂々と言いまししょう。

（社会保険労務士 堀井 潤）

冬の雪遊び

昨年の12月に突然現れた大型の「爆弾低気圧」の影響で、普段は雪とは縁遠い西日本や四国でも大雪となりました。もちろん、雪国秋田でも吹雪となり、降雪量が増え、積雪量がみるみるうちに増えましたね。最近では、毎年の積雪量が、私の子供の頃と比べると随分少なくなったような気がします。

私の子供の頃の雪遊びと言えば、友達との雪合戦や、祖父と共に作った雪だるまやかまくらなどが思い出され、自然との戯れを人の心をとおして楽しむことができたその頃を、懐かしく感じます。

今年の冬からは、1歳になる息子と雪遊びをとおして、温かな心を持ちながら楽しい冬を過ごしたいと想います。

（佐々木 健）



ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html>

発行所 秋田県秋田市山崎町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。
©社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 潤



E-mail: h-office@js3.so-net.ne.jp
TEL: 018-863-7300 FAX: 018-863-7303